

制服等のきまり

1はじめに

東中学校の生徒として誇りを持ち、誰もが安全で安心して生活を送るために必要な制服等のきまりを定める。

2 制服

(1) 冬服 10月頃～ 4月頃

<男子>ジャケットにスラックスとし、ベルトを着用する。ジャケットの下に白色のカッターシャツ（長そで）を着る。

<女子>ジャケットにスカート又はスラックスとする。ジャケットの下に白色のカッターシャツ（長そで）、を着る。スカート丈は、ひざがかくれる程度にする。スラックスではベルトを着用する。

(2) 合服 5月頃、10月頃

<男子>白色のカッターシャツ（長そで）にスラックスとし、ベルトを着用する。

<女子>白色のカッターシャツ（長そで）にスカート又はスラックスとする。スカート丈は、ひざがかくれる程度にする。スラックスではベルトを着用する。

(3) 夏服 6月頃～ 9月頃

<男子>白色の開きん半そでシャツ、又はカッターシャツ（半そで）にスラックスとし、ベルトを着用する。

<女子>白色の開きん半そでシャツ、又はカッターシャツ（半そで）にスカート又はスラックスとする。スカート丈は、ひざがかくれる程度にする。スラックスではベルトを着用する。

※なお、外国籍やトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）などの多様性や違いに配慮し、保護者及び本人と協議して制服を指定することもある。

3 その他の服装等

その他服装等に関する必要な事項を定める。

- (1) 肌着類は、華美でないもの（白、黒、紺など）とする。ただし、肌着が制服からはみださないように注意をすること。
- (2) 靴は、白か黒を基調とした体育や部活動に使用できる運動靴とする。
- (3) くつ下の色は黒、白、紺、灰色とする。
ワンポイントまでとする。
- (4) 上ばきは、学年別で指定した色のものとする。
- (5) かばんは、特に規定しない。
- ※ ただし、ロッカー（縦27cm、横33cm、奥行き38cm）に入るものが望ましい。
- (6) セーター、ベストは、無地で色は黒・紺・灰のものを着用してもよい。なお、上着からはみ出ないサイズのものとする。
- (7) 登校時に使用する防寒着はルールを守って着用してもよい。（華美なもの、ファーがついているもの、コートのような長いものを除く）また、マフラーや手袋などは必要に応じて使用してもよい。

4 自転車通学

- (1) 自転車通学は、指定区域内の者を許可する。ただし、身体的な問題や診断書などがある場合は配慮をする。
- (2) 通学用自転車は、防犯登録をし、ブレーキ、ベル、ライト、カギ（固定式）、両足スタンド、前カゴを装備する。ヘルメットを着用する。